

静岡県告示第365号

次のとおり解除予定保安林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成31年4月12日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
御殿場市柴怒田字川久保708の15から708の21まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため